

雇 第 4 4 8 号
令和3年9月9日

「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」構成団体の長 様
関係県内経済団体の長 様

千葉県商工労働部雇用労働課長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言の延長を踏まえたテレワーク等の活用の促進について（依頼）

日頃から本県の雇用施策に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和3年9月9日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間を9月30日まで延長し、実施すべき区域として千葉県を公示するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県においても、8月17日に決定した県における対策を実施する期間を9月30日まで延長する旨を報道発表いたしました。

引き続き、感染拡大防止のため、特にテレワーク等の積極的な活用について、改めて関係団体及び各会員の皆様に御理解、御協力の呼びかけをお願いいたします。

具体的には、

- 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、「出勤者数の7割削減」を目指す。
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進する。
- 高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行う。

といった呼びかけをお願いいたします。

なお、各経済団体様におかれましては、別添の報道発表資料は、県経済政策課からの通知（令和3年9月9日付け経第617号）と重複しますので、当課からの本依頼内容を会員の皆様等に送付していただく際は、別添報道発表資料は割愛しても差し支えありません。

＊「千葉県 働き方改革推進事業 中小企業向け特設サイト」

県では、働き方改革やテレワークに関するポータルサイトを開設し、アドバイザー派遣事業の情報や、県内企業の好事例などを掲載しております。ぜひ御活用下さい。

URL : <https://chiba-hatarakikata.com>

千葉県働き方改革ポータルサイト

検索

問合せ先

千葉県商工労働部雇用労働課企画調整班

電話：043-223-2767